

国が行う土地改良事業の開始手続等について

昭和49年 7月17日付け49構改B第732号
最終改正—令和4年4月1日付け 3農振第2631号

農林事務次官から
地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
都道府県知事

あて

土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）の施行に伴い、国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業の開始手続等の一部が改正されたので、今後これらの事業開始手続等の取扱いの細部については、下記によらねたい。

なお、「国または都道府県が行う土地改良事業の開始手続等について（昭和40年12月25日付け40農地B第3503号農林事務次官通達）」は廃止する。ただし、土地改良法の一部を改正する法律附則第3項又は第5項の規定に基づき、事業開始手続又は土地改良事業計画の変更手続につき従前の例によることとされた土地改良事業についての開始手続等については、なお同通達の定めるところによるものとする。

おって、この通知中「法」とあるのは土地改良法（昭和24年法律第195号）を、「令」とあるのは土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）を、「則」とあるのは土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）をいう。

以上、命により通達する。

記

第1 法第85条の申請による事業の場合

法第85条の申請による事業は、同条並びに第86条、第87条及び第88条の規定による手続を行うのであるが、この場合における申請前の準備手続、申請、事業計画の公告縦覧及び利害関係人の審査請求等の手続の要領については、土地改良区の設立手続等に係るものによるほか、次によるものとする。

1 申請前の準備手続

(1) 申請人

ア 一体事業（令第49条第1項の一体事業をいう。以下同じ。）又は農用地造成事業等（農用地造成事業及び農用地造成事業と他の事業とを一体とした一体事業をいう。以下同じ。）の施行を申請する場合は、申請人が当該事業を構成する事業又は工事のうち特定の事業又は工事に係る3条資格者（法第3条に規定する資格を有する者をいう。以下同じ。）に偏らないよう留意する必要がある。

イ 2以上の土地改良事業の施行を併せて申請する場合は、申請人を各土地改良事業ごとに定める必要はない。

ただし、当該申請人が特定の土地改良事業に偏らないよう留意する必要がある。

(2) 一定の地域

法第85条第5項で準用する法第5条第6項又は第7項の規定による承認又は同意を要する土地を含めて一定の地域を定める場合には、申請人は、当該承認又は同意を法第85条第2項の規定による公告をする前に得るものとする。

なお、当該承認に係る土地のうち国有地についての承認申請及び同意に係る土地についての地区編入の細部手続等については、それぞれ、「土地改良法第5条第6項の規定による土地改良事業の施行に係る地域への国有地の編入ならびに同法第50条の規定による国有地の譲与および国有地への編入に関する取扱いについて（昭和45年2月2日付け44農地B第2256号（管）農林省農地局長通知）」及び「換地計画実施要領について（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号農林省構造改善局長通知）」に定めるところによるものとする。

(3) 計画の概要の作成

国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）は、通常これに関連する都道府県営土地改良事業又は団体営土地改良事業によって補完されるものであり、3条資格者としては、申請の同意について、これらの実施計画を一体として判断する必要がある。

したがって、この計画の概要には当該国営事業と相前後して施行を予定している当該関連事業の施行主体、施工時期及び事業の概略等の予定を含めるものとする。

なお、指定工事（令第52条の2第4項第2号に規定する指定工事をいう。以下同じ。）の指定が予定される場合においては、当該事業の計画の概要において予定される指定工事を明記するものとする。

また、施設機能監視制度（施設機能監視制度実施要綱（平成5年10月20日付け5構改D第720号農林水産事務次官依命通知）に定める施設機能監視制度をいう。以下同じ。）の適用を受けようとするときは、当該事業の計画の概要において、予定される第二種工事（同項第3号ロに規定する第二種指定工事及び同項第4号ロに規定する第二種工事をいう。別紙2を除き、以下同じ。）及び指定工程（同項第3号に規定する指定工程をいう。）を明記するものとする。

(4) 予定管理方法等の決定

則第54条の3第1項に定める土地改良施設（ダムその他のえん堤及び揚水施設）については、予定管理方法等を定める必要があるが、その事項は、則第54条の3第2項に示されているとおりであり、その記載要領は、別紙1によるものとする。

なお、予定管理者を定めるに当たっては、申請人は、あらかじめ、関係地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の意見を求めて予定管理者を決定するものとする。この場合において、申請人は、当該予定管理者からの管理についての内諾を得ておくものとする。

(5) その他の必要な事項

ア 負担金に関する事項の作成

国営事業の事業費（建設利息を含む。）のうち事業施行地域内の土地に係る3条資格者及び関係市町村から徴収されることとなる負担金に関する事項を定めるものとし、そ

の記載要領は、別紙2によるものとする。

なお、指定工事が予定される地区においては、指定工事に係る部分とそれ以外の部分に区分して負担割合を定めるものとし、当該工事に係る負担金の支払期間の始期は、原則として当該工事が完了した年度の翌年度の初日とする旨を明記するものとする。

また、施設機能監視制度の適用を受けようとするときは、第一種工事（令第52条の2第4項第3号イに規定する第一種指定工事及び同項第4号イに規定する第一種工事をいう。別紙2を除き、以下同じ。）及び第二種工事の事業費の総額及び内訳を定め、併せて第一種工事及び第二種工事のうち指定工程以外の部分に係る負担金の支払期間の始期は、原則として当該工事が完了した年度の翌年度の初日とする旨を明記するものとする。

さらに、国営事業の工事完了の公告のあった日以後8年を経過する日までに、当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした場合には、特別徴収金が徴収されることがある旨を十分周知させるものとする。

イ 土地改良区等の設立

国営事業により造成された施設の管理及び負担金の負担をする団体として、通常、国営事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区とする土地改良区又は土地改良区連合が必要となる。これが未設立の場合には、設立の予定時期及び方法を定めるものとする。

なお、必要のある場合には、これらの設立手続を国営事業の申請手続と併行して進めることは差し支えない。

(6) 地域住民の意見の聴取

ア 申請人は、上記(3)により計画の概要を作成したときは、(7)の関係市町村長との協議の前に、計画の概要に対して意見のある者（以下「地域住民等」という。）の意見を求めるため当該計画の概要を縦覧に供する旨及び縦覧の方法並びに意見書の提出方法について、当該土地改良事業の施行に係る地域内にあるすべての市町村の事務所（以下「関係市町村の事務所」という。）の掲示場に公告し、当該公告に記載された方法に従って計画の概要を縦覧に供するものとする。

イ 申請人は、地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

(7) 市町村長との協議

申請人は、法第85条第2項の公告をする前に、同法第85条第5項で準用する同法第5条第3項の規定に基づき、土地改良事業計画の概要につき、関係市町村長と協議しなければならない。この場合、(6)により地域住民等から提出された意見書において関係市町村に対応を望むものがある場合は、その旨を通知するとともに、計画の概要と併せて提出された意見書の写しを提出することが望ましい。

(8) その他都道府県、市町村等との調整

申請人は、申請の準備全般について関係地方農政局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）、関係都道府県及び市町村と十分打ち合わせて、その指導を受ける必要がある。特に、負担金に関する事項を定めるに当たっては、関係地方公共団体と協議し、都道府県及び市町村それぞれの負担割合並びに負担金の徴収ルートを市町村とするか否かをあらかじめ内定しておくことが

望ましい。

また、施設機能監視制度の適用を受けようとするときは、本制度の適用について都道府県及び市町村の内諾を得ておくものとする。

2 計画の概要等の公告

申請人は、以上の準備手続が完了したときは、土地改良事業の計画の概要（必要な場合には全体構成）及び土地改良施設の予定管理方法等その他必要な事項を公告しなければならない。

この公告は、関係市町村の事務所の掲示場に5日間（閉庁日を除く。）掲示することにより行うものとする。

3 申請の同意

(1) 3条資格者の計数の方法

ア 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行い、一人の3条資格者として計数する。

(ア) 二以上の土地を所有している3条資格者

(イ) 共有者が同一の二以上の共有地の代表者

イ 同一の事業施行地域内における次に掲げる者については、名寄せを行わず、それぞれの土地につき一人の3条資格者として計数する。

(ア) 共有地の代表者であり、かつ、当該共有地以外の土地を所有している3条資格者である者

(イ) 共有者が異なる二以上の共有地の代表者

ウ 所有権以外の使用収益権を有する者の計数の方法についても、ア及びイの例によるものとする。

(2) 農用地造成事業等以外の事業

農用地造成事業等以外の事業の施行地域内にある土地に係る3条資格者の3分の2以上の同意が施行地域全域で満たされていても不同意者が一部地域に偏在する場合には、事業の円滑な実施、事業完了後の施設の維持管理、負担金の徴収等に支障を来すこととなる。したがって、この同意は市町村別及び大字別においても3分の2以上の同意率となるように留意する必要がある。また、一体事業の場合にあっては、その一体事業を構成する各事業（その構成する事業が農用地造成事業である場合を除く。）ごとに上記同意率となるように留意する必要がある。この場合、過半数の同意がとれない区域がある場合については、これを除外する等の措置を講ずる必要がある。（ただし、事業の内容、地域の実情等を勘案してやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。）

なお、団体営等の農用地造成事業等の地域を受益地の一部とする農業用排水事業の場合にあっては、当該農用地造成事業等が農用地外資格者全員の同意を要件としているので、当該農業用排水事業についても原則として当該農用地外資格者全員の同意を得るものとする。

(3) 農用地造成事業等

農用地造成事業等の場合にあっては、農用地外資格者の全員の同意のほか、当該農用地造成事業等が農用地間の地目変換の事業又は附帯工事（法第2条第2項第3号に規定する地目変換事業に附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農

用地の改良又は保全のため必要な工事をいう。以下同じ。)を含む場合には、当該農用地間の地目変換の事業又は当該附帯工事の工事区域別に3分の2以上の同意を得るとともに、この同意は、当該区域内の市町村別及び大字別にも上記同意率となるよう留意する必要がある。この場合、過半数の同意が得られないような区域があるときには、これを除外する等の措置が必要である。

なお、非農用地に係る使用収益権者の意見の聴取、不同意農用地外資格者に対するあつせん調停等の措置に留意を要する。

- (4) 上記(2)又は(3)の同意を徴するに当たっては、申請人は、3条資格者に対し、計画の概要等を十分説明する必要があることはもちろんであるが、特に事業に要する費用については、その後の労賃、物価等の推移によって変動することがある旨を十分周知させるものとする。

また、指定工事の指定又は施設機能監視制度の適用が予定される場合にあっては、原則として指定工事又は第一種工事及び指定工程を除く第二種工事が完了した年度の翌年度の初日から、当該指定工事又は第一種工事及び指定工程を除く第二種工事に係る負担金の支払が開始される旨を十分周知させるものとする。

4 申請

(1) 申請の時期等

国営事業の申請は、国の予算と密接な関係にあるので、この状況を勘案して適期に行う必要がある。

関係地方農政局と関係都道府県は、相互に連絡を密にし、予算との関連で着工予定年度の見通しを立てるとともに、1の(8)の打ち合せに際し申請人を指導するものとする。

また、関係地方農政局は、国営事業の申請が適正かつ円滑に実施されるよう、申請人が行う申請前の準備手続、計画の概要等の公告及び申請の同意について、その内容及び進捗を把握するものとする。

(2) 申請書類

法第85条第1項の規定による申請をするには、申請書に、同条第8項及び第9項の規定により添付すべき書面(同条第2項の規定により計画の概要等を公告したことを証する書面を含む。)並びに則第57条の3に規定する各書面を添付するものとする。

5 適否の決定及び土地改良事業計画の決定等

(1) 適否の決定

ア 関係都道府県知事は、法第85条第8項の規定により国営事業に係る申請書類の提出を受けたときは、これを農林水産大臣に進達するものとする。

イ 農林水産大臣は、前記の進達書類の提出を受けたときは、法第86条第2項の規定による関係都道府県知事及び予定管理者との協議を経て、その申請に係る土地改良事業の適否を決定し、申請人にその旨通知するものとする。

(2) 計画の決定

ア 関係地方農政局長は、法第85条第1項の規定に基づく申請書に同条第9項の規定に基づく意見書の写しが添付されている場合にあっては、意見書の概要を取りまとめた書面(以下「意見の概要」という。)及び申請人が検討した内容を勘案して地域住民等から提出された意見書に対する対応方針案(以下「対応方針案」という。)を作成するもの

とする。

イ 相当とする旨の決定に係る土地改良事業についての計画書案は、関係地方農政局において対応方針案を勘案して作成することとし、意見の概要及び対応方針案を併せて農村振興局長に提出するものとする。

なお、計画書案の作成については、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地第375号農林省農地局長通知）」によるものとする。

ウ 関係地方農政局長は、「専門技術者委嘱の要領について」（昭和40年12月25日付け40農地B第4184号農地局長通知）第3の調査及び報告の方法により、法第87条第2項において準用する法第8条第2項に規定する専門技術者の調査報告書の提出があったときは、当該報告書を農村振興局長に提出するものとする。

エ 農村振興局長は、上記イにより提出された土地改良事業計画書案につき農林水産大臣の決定があったときは、関係地方農政局長にその旨通知するものとする。

オ 農村振興局長は、上記イにより提出のあった対応方針案と前記により決定のあった土地改良事業計画の内容に矛盾がなく、かつ、その内容が妥当であると認められるときは対応方針を決定し、関係地方農政局長にその旨通知するものとする。

カ 関係地方農政局長は、前記の通知を受けたときは、当該土地改良事業計画書の写し及び地域住民等から提出された意見書に対する対応方針を添付してこの旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

キ 関係地方農政局長は、農林水産大臣が法第87条第5項の規定による土地改良事業計画決定の旨の公告を行ったときは、当該公告に記載された方法に従って土地改良事業計画書の写しを縦覧に供し、併せて公告の写しを関係市町村の事務所の掲示場に掲示するものとする。

ク 関係地方農政局長は、前記の縦覧と同様の方法で、法第85条第7項の規定により地域住民等から提出された意見書に対する対応方針を公表するものとする。

(3) 工事の着手及び都道府県負担金予定額の通知等

ア 関係地方農政局長は、法第87条第5項の規定による土地改良事業計画書の縦覧の期間満了後15日以内に審査請求がないとき又は審査請求があった場合においてその裁決があったときに当該土地改良事業に着手することとなるが、その着手時期及び当該事業に係る関係都道府県の負担金予定額を地方財政法（昭和23年法律第109号）第17条の2第2項の規定によりあらかじめ関係都道府県知事に通知するものとする。

イ 都道府県は、前記の通知を受けたときは、速やかに、受益者の負担金の負担割合のほか、徴収方法等を条例で定めるよう措置するとともに、市町村に負担させる割合について当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県議会の議決を経て決定するよう措置するものとする。

ウ 計画確定に係る国営事業が河川法上の水利使用に関係がある場合には、河川法上の協議等を要する。これについては、「河川法関係事務の取扱いについて（昭和40年6月19日付け40農地A第1200号農林事務次官通知）」によるものとする。

エ 関係地方農政局長は、換地計画を定める必要がある事業について、一筆の土地の一部が施行地域に編入されている場合には、法第114条の規定により工事に着手する前に当該土地の分割の手続をするものとする。

オ 関係地方農政局長は、換地計画を定める必要がある事業について、令第51条の2の規定により法第89条の2の規定による農林水産大臣の権限を都道府県知事に行わせるものである場合には、計画確定後直ちにこの旨関係都道府県知事に通知するものとする。

カ 関係地方農政局長は、換地計画を定める必要がある事業について、工事に着手する前においては則第90条の5第1項に規定する事項を、また、当該事業の工事に着手したときはその旨を法第113条の4第1項の規定により農林水産大臣名をもって所轄登記所に届け出るものとする。

(4) その他

国営事業計画は、申請に係る計画概要に準拠して決定されなければならない。

なお、当該事業計画の内容が当該計画概要に照らし、「国営土地改良事業計画の変更について（昭和40年12月20日付け40農地C第389号（技）農林事務次官依命通知）」に定める計画変更基準に該当する変更を伴う場合及び地域の拡張が行われる場合には申請を差し戻し、再申請手続をとらせるものとする。

6 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記5の(4)で示す関連通知によるほか、次によるものとする。

(1) 重要な部分の変更の取扱い

法第88条第1項の規定に基づき、土地改良事業の施行地域又は則第67条の6に規定する重要な部分に係る計画変更を行おうとする場合（法第88条第6項において準用する法第48条第6項に規定する手続により計画変更を行う場合を除く。）には、次に定めるところによるものとする。

ア 変更後の計画の概要の作成

関係地方農政局長は、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の地域住民等からの意見聴取のための縦覧に係る変更後の計画の概要（案）を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

イ 地域住民等からの意見の聴取

(ア) 農村振興局長は、農林水産大臣が地域住民等からの意見聴取のための縦覧に係る変更後の計画の概要を決定したときは、直ちに、関係地方農政局長に公告文及び変更後の計画の概要を送付するものとする。

(イ) 関係地方農政局長は、送付に係る公告文を関係市町村の事務所の掲示場に掲示するとともに、変更後の計画の概要を当該公告に記載された方法に従い縦覧に供するものとする。

(ウ) 関係地方農政局長は、地域住民等から意見書の提出があった場合には、意見の概要及び対応方針案を作成するとともに、必要に応じて、当該変更後の計画の概要等について検討を行うものとする。

ウ 計画の概要等

関係地方農政局長は、上記イの結果を踏まえ、法第88条の第1項の規定による変更後の計画の概要、全体構成、予定管理方法及びその他必要な事項を作成し、同条第6項で準用する法第5条第6項又は第7項の承認又は同意を必要とする場合には、1の(2)に準拠して当該承認又は同意を得て、法第88条第1項の規定による公告文（案）

並びに地域住民等から意見書の提出があった場合にあっては、その意見の概要及び対応方針案を、意見書の提出がなかった場合にはその旨を記載した書面を農村振興局長へ提出するものとする。

エ 計画概要等の公告

- (ア) 農村振興局長は、農林水産大臣が変更後の計画の概要等を決定したときは直ちに、関係地方農政局長に公告書類を送付するものとする。
- (イ) 関係地方農政局長は、送付に係る公告書類を関係市町村の事務所の掲示場に5日間（閉庁日を除く。）掲示するものとする。

オ 計画変更についての同意

- (ア) 関係地方農政局長は、エの（イ）の公告後、直ちに関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等の協力を得て法第88条第1項第1号又は同条第6項において準用する法第48条第4項に規定する同意（農用地造成事業等については当該同意のほか、法第88条第2項の同意及び同条第3項において準用する法第5条第5項の意見）を徴集するものとする。

なお、当該同意については、3の例によるものとする。

- (イ) 関係地方農政局長は、同意の徴集を完了したときは、この旨を市町村及び大字別同意状況集計表を添付して（このほか一体事業の場合にあっては当該一体事業を構成する各事業別同意状況集計表を、農用地間の地目変換の事業又は附帯工事を含む農用地造成事業にあっては当該事業別又は工事別の同意状況集計表を添付して）農林水産大臣に報告するものとする。

カ 変更計画の決定等

変更計画の決定等については、5の（2）のイ〜ク及び（3）の例によるものとする。

（2）特に軽微な地域の追加に係る計画変更の取扱い

法第88条第6項において準用する法第48条第6項に規定する手続により計画変更を行おうとする場合には、次に定めるところによるものとする。

ア 事業参加の申出

- (ア) 法第88条第6項で準用する法第48条第6項に規定する3条資格者の申出は、則第67条の14で準用する則第38条の6の6に規定する申出書より、関係地方農政局長を経由して行うものとする。申出に当たっては、申出をしようとする者は次の点に留意する必要がある。
 - a あらかじめ、関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区と十分調整を行うこと。
 - b 農用地造成事業等について申出を行うときは、当該申出のほか法第88条第2項の規定により農用地外資格者全員の同意を得ることが必要であるので、申出と同時に同意徴集ができるようあらかじめ同意を取りまとめておくこと。
- (イ) 関係地方農政局長は、3条資格者から申出があった場合には、これを審査の上、変更計画書の案を作成し、当該計画変更の適否につき意見を記載した書面を添付して農林水産大臣に進達するものとする。
- (ウ) 変更計画書に係る事業の施行地域を定めるに当たり、法第5条第6項又は第7項の承認又は同意を必要とする場合には関係地方農政局長は、1の（2）に準拠して当該

承認又は同意を得るものとする。

イ 変更計画の決定

変更計画の決定については、次に定めるところによるほか、5の(2)の例によるものとする。

(ア) アにより3条資格者から申出があった内容と事業計画の変更の内容が同一である場合には、当該事業に関係のある土地及び物件の所有者、漁業権者等の利害関係人から審査請求が提起されることが見込まれる場合を除き、原則として専門技術者からの意見聴取並びに変更計画書の公告縦覧及び審査請求の手続を省略するものとする。

(イ) 変更計画書は、変更に係る施行地域等事業計画書のうち変更に係る部分を記載した書面及び変更前の事業計画書をもって足りるものとする。

ウ 3条資格者への通知

関係地方農政局長は、変更計画が決定された場合には速やかに、申出を行った3条資格者に対し、計画変更を行った旨を通知するものとする。

エ 工事の着手の通知等

換地計画を定める事業については、5の(3)の例によるものとする。

7 事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、次に定めるところによるほか、6の計画変更の場合の例によるものとする。

(1) 事業の廃止の理由等

ア 関係地方農政局長は、法第88条第1項の規定に基づき土地改良事業を廃止しようとするときは、同項及び同条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定に基づく公告文(案)並びに廃止する旨、廃止する理由、廃止しようとする事業の処理に関する事項及びその他必要な事項(以下「廃止の理由等」という。)の案を作成し(2以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、廃止に係る各土地改良事業につき作成し)、農村振興局長に提出するものとする。

イ 廃止しようとする事業の処理に関する事項では、当該事業により法第94条に規定される土地改良財産が生じている場合の当該財産の処理の方法等事業の廃止に伴って処理が必要となる事項について記載するものとする。

(2) 事業の廃止についての同意

関係地方農政局長は、法第88条第1項の規定に基づく公告をした場合は、関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等の協力を得て同項第2号に規定する同意を徴集するものとする。

(3) 廃止の理由等の決定

事業の廃止の理由等の決定については、5の(2)の例によるものとし、また、廃止の理由及び廃止しようとする事業の処理に関する事項を記載した廃止処理計画書(案)の作成については、「国営土地改良事業の廃止に係る取扱要領(平成14年4月1日付け13農振第3681号農林水産事務次官依命通知)」によるものとする。

(4) 事業が廃止された場合の負担金の取扱い等

事業が廃止された場合の負担金の負担については、法第90条第1項の規定により、農林水産大臣が関係都道府県知事と協議して定めることとされており、この手続は、法第88条

第4項に規定する協議を円滑に進めるため、あらかじめ了しておく必要がある。

(5) その他留意すべき事項

土地改良財産の処理については、国の予算と密接な関係があるので、関係地方農政局と都道府県は連絡を密にする必要がある。

また、国営事業の廃止は、当該事業に関連する都道府県営土地改良事業及び団体営事業の実施に多大な影響を与えるものであるから、手続の実施時期等も含め手続全般にわたり、各事業の事業主体との調整が必要である。

8 工事完了の公告及び届出

(1) 公告

関係地方農政局長は、国営事業の工事が完了した場合には、法第113条の3の規定による工事完了の公告の手続を行うものとする。

(2) 届出

関係地方農政局長は、国営事業が完了した場合において当該事業がその性質上換地計画を定める土地改良事業であるときは、法第113条の4第2項の規定により工事完了の旨を農林水産大臣名により所轄登記所に届け出るものとする。ただし、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前に換地処分を行う場合には、工事完了の旨の届出に代えて、換地計画決定の公告をした時にその旨届け出るものとする。

第2 法第85条の2の申請による事業の場合

1 同意を得てする市町村申請事業

市町村が法第85条の2第1項の規定により3条資格者の同意を得て申請する事業の開始手続等については、市町村が申請人として申請の準備手続及び申請の手続を行うことのほかは、おおむね第1の法第85条の申請による場合の例によって行うものとする。

2 市町村特別申請事業

市町村が法第85条の2第6項の規定により市町村の議会の議決を経てする同条第1項の規定に係る事業（以下「市町村特別申請事業」という。）の開始手続等については、次によるもののほか、おおむね第1の法第85条の申請による事業の場合の例によって行うものとする。

(1) 申請前の準備手続

ア 地域住民等からの意見の聴取

(ア) 市町村は、計画の概要を作成したときは、計画の概要を公告し、地域住民等の意見を聴取するものとする。

(イ) 市町村は、上記公告日から縦覧期間満了の日までの間に、地域住民等から意見書の提出があった場合には、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

イ 市町村議会の議決等

市町村は、市町村特別申請事業を申請しようとする場合には、あらかじめ議会の議決を必要とする。この場合、その議案には計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付することが適当である。また、市町村特別申請事業は、関連土地改良事業と一体となってその効果が生じ又は増大するものであり、かつ、当該市町村特別申請事業の負担金は、当該市町村が負担するほか、関連土地改良事業又は関連管理

事業を行う者に賦課されることとされているので、その計画の概要には、次に掲げる事項を内容とする関連土地改良事業又は関連管理事業の計画の概要を記載するものとする。

- (ア) 関連土地改良事業の種類、施行主体、施行の地域及び面積、予定事業費、施行予定時期等
- (イ) 関連管理事業を行う者を費用負担者として位置付けることを予定する場合にあっては、(ア)に加えて、当該関連管理事業の施行主体、施行の地域及び面積、年間維持管理費等

ウ 関係土地改良区等の意見の聴取

- (ア) 意見を聴くべき関係土地改良区等

市町村は、イの市町村議会の議決を経た後関係土地改良区、関係農業協同組合及び関係農業協同組合連合会（以下「関係土地改良区等」という。）に対して、あらかじめ当該計画の概要等を示し、当該申請につきその意見を聴くこととなる。この場合関係土地改良区等とは次に掲げる者とする。

- ① 当該市町村特別申請事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区及び当該市町村特別申請事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び農業協同組合連合会で土地改良事業の施行に係る法第95条第1項の都道府県知事の認可を受けているもの
- ② 当該市町村特別申請事業の施行に係る地域内において、当該事業の計画の概要で予定する作目に係る生産、集荷、加工又は販売に直接関係する事業をその事業とする農業協同組合及び農業協同組合連合会

- (イ) (ア)の①の者が意見を述べる場合には総会又は総代会の議決を経るなど、農業者の意向を十分に把握した上で行うよう配慮するものとする。

エ 関係都道府県の同意

市町村は、前記市町村議会の議決及び関係土地改良区等の意見を聴いた後、法第85条の2第7項に規定する土地改良事業の計画の概要及び予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付しこれを都道府県に示して、その同意を求めるものとする。

オ その他

- (ア) 市町村特別申請事業は、特に基幹的な土地改良施設の新設又は変更の事業で事業参加資格者の同意を事前に求めることが適当でない等一般の申請事業とは性格を異にする事業である。したがって、申請を予定する関係市町村は、申請の準備手続を開始する前に、その実施を予定する市町村特別申請事業の施行地域、施行予定時期等につき、都道府県に十分協議するものとする。この場合、都道府県は、関係地方農政局と事前に十分打合せを行うものとする。
- (イ) 市町村特別申請事業の負担金の徴収は、一般の徴収方法と異なり都道府県が直接関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者及び市町村から徴収することとなる。したがって、申請人たる市町村は、申請の準備手続を開始する前に、関係都道府県、関連土地改良事業の施行予定者又は関連管理事業として予定する事業の施行主体が市町村以外の場合はその者と関連土地改良事業又は関連管理事業の費用負担区分等について十分打合せを行うものとする。

特に、市町村特別申請事業の負担金の徴収を開始する時期までに、関連土地改良事

業が施行され又は関連管理事業に係る土地改良事業計画のうちの重要事項（管理すべき施設の種類並びにその管理方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの並びに事業費でこれらの事項に係るもの）について変更を行っていることが必要であるので、市町村は次に掲げる者からそれぞれ次に掲げる確約を得るようにするものとする。

- a 関連土地改良事業の施行予定者から、市町村特別申請事業の負担金の徴収時期までの当該関連土地改良事業の施行及び費用負担についての確約
- b 関連管理事業として予定する事業の施行主体から、市町村特別申請事業の負担金の徴収時期までの当該関連管理事業に係る所要の土地改良事業計画の変更及び費用負担についての確約

(2) 申請

ア 申請書類

法第85条の2第1項の規定による申請をするには、申請書に同条第10項及び則第57条の15第2項に規定する各書類を添付するものとする。

イ 申請書の提出先

市町村特別申請事業の申請書は、農林水産大臣に提出するものとする。

(3) 適否の決定

農林水産大臣は、(2)のイの申請書の提出を受けたときは、その申請に係る土地改良事業の適否を決定し、関係市町村にその旨通知するものとする。

(4) 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の5の(4)で示す関係通知によるほか、次によるものとする。

ア 計画の概要等の作成

法第88条第7項の規定による変更後の計画概要及び予定管理方法等その他必要な事項は、関係地方農政局長が作成し、併せて、同条第10項において準用する法第87条の2第8項の規定による公告文(案)を農村振興局長に提出するものとする。

イ 地域住民等からの意見の聴取

変更後の計画の概要に係る地域住民からの意見の聴取等の手続については、おおむね第1の6の(1)のイの例により行うものとする。

ウ 計画概要等の決定

農村振興局長は、農林水産大臣が変更後の計画概要等についてこれを決定したときは、直ちに関係地方農政局長に通知するものとする。

エ 関係土地改良区等の意見の聴取等

関係地方農政局長は、上記の通知があったときは、法第88条第7項の規定に基づく関係土地改良区等の意見並びに関係市町村及び関係都道府県の同意を徴するものとする。

なお、関係市町村又は関係都道府県の同意を得る場合には、当該市町村又は都道府県の議会の議決を経たことを証する書面を併せ徴するものとする。

オ 報告

関係地方農政局長は、エの意見及び同意を徴したときは、当該意見書及び当該同意書(議会の議決を経たことを証する書面を含む。)を添付して、この旨を農林水産大臣に

報告するものとする。

(5) 事業の廃止

計画確定後の事業の廃止の取扱いについては、前記第1の7の例によるものとする。

第3 法第85条の3の申請による事業の場合

土地改良区が法第85条の3第1項の規定により申請する事業（以下「施設更新事業」という。）及び土地改良区が同条第6項の規定により施設更新事業と併せて行うものとして申請する事業（以下「関連施行事業」という。）の開始手続等については、次に定めるところによるほか、第1の例により行うものとする。

1 地域住民等からの意見の聴取

(1) 土地改良区は、計画の概要を作成したときは、法第85条の3第4項において準用する法第85条第6項の規定に基づく関係市町村長との協議の前に、計画の概要を関係市町村の事務所の掲示場において公告し、地域住民等の意見を聴取しなければならない。

(2) 土地改良区は、上記公告の日から縦覧期間満了の日までの間に、地域住民から意見書の提出があった場合には、提出された意見書の内容を検討し、必要に応じて計画の概要を見直す等の措置を講じるものとする。

2 申請の同意

施設更新事業及びこれと併せて行う関連施行事業の申請に当たっての同意徴集は、第1の3に定めるところにより行うものとするが、施設更新事業であって令第50条の2の3の要件に該当するものについては概要公告及び同意徴集を要せず、また、令第50条の2の4の要件に該当するものについては同意徴集手続を簡素化することができる。

なお、これらの要件に該当することの判定については、「土地改良法の一部を改正する法律の施行について（昭和59年12月22日付け59構改B第1901号農林水産事務次官依命通知）」第5の2によるものとし、申請をしようとする土地改良区は、あらかじめ都道府県と十分協議するものとする。この場合、都道府県は、関係地方農政局と事前に十分打合せを行うものとする。

3 総会又は総代会の議決

(1) 土地改良区は、施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業を国が行うべきことを申請しようとする場合には、法第85条の3第1項の規定に基づき、あらかじめ、総会又は総代会の議決を経ることが必要である。この場合、総会又は総代会の議案書には、施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の計画の概要、当該事業に係る土地改良施設の予定管理方法等、定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項を記載した書面を添付することが適当である。

また、2以上の土地改良区が共同して施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の施行を申請する場合には、あらかじめ、土地改良区間で協議を行い各土地改良区の費用の負担割合等を決定するものとする。この場合においては、総会又は総代会の議決に2以上の土地改良区が共同して申請する旨、各土地改良区の費用の負担割合等を記載した書面を併せて添付することが適当である。

(2) 令第50条の2の3又は第50条の2の4の要件に該当するものとして、同意徴集を行わず、又は手続を簡素化する場合にあっては、土地改良区は総会又は総代会の議決を行う前に組

合員に対して当該事業の周知徹底を図るとともに、計画の概要等の作成に当たり組合員の意向を十分に反映するものとする。

4 申請

- (1) 土地改良区が施設更新事業又はこれと併せて行う関連施行事業の施行を申請するに当たっては、申請書に法第85条の3第5項及び則第57条の21に規定する書面又は法第85条の3第11項及び則第57条の28に規定する書面を添付するものとする。
- (2) 関連施行事業の申請は、施設更新事業と同一の申請主体が、同一の事業実施主体に対し、同時に行うものとする。

5 計画の変更

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の6の例によるものとする。

なお、則第67条の6第2項の要件に該当し、同項の重要な部分に該当しない場合であっても、同条第1項の重要な部分に該当する場合については、関係地方農政局は、あらかじめ関係都道府県及び関係市町村と十分調整を行うとともに、関係土地改良区の総会又は総代会を通じて関係者の了解を得るようにするものとする。

第4 法第87条の2の申請によらない事業の場合

1 計画の決定等

ア 法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第2号の事業について土地改良事業計画を定める場合には、前記第1の1の(3)、(4)、(5)及び(6)（当該規定に基づき作成された書面の提出にあつては、前記第1の6の(1)のア又はウの例による。）、2、3並びに5の(2)の例によるものとする。

この場合、施設更新事業であつて令第50条の2の7の要件に該当するものにあつては、同意徴集手続を簡素化することができるが、この要件に該当することの判定については「土地改良法の一部を改正する法律の施行について（平成14年1月21日付け13農振第2389号農林水産事務次官依命通知）」第7によるものとする。なお、同意徴集手続を簡素化する場合にあつて土地改良区が同意するには、土地改良区は総会又は総代会の議決を行う前に組合員に対して当該事業の周知徹底を図ることが必要である。

また、計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第3の5の例によるものとする。

イ 法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業について土地改良事業計画を定める場合には、前記第1の1の(3)、(4)、(5)及び(6)（当該規定に基づき作成された書面の提出にあつては、前記第1の6の(1)のア又はウの例による。）、5の(2)の例（公告、縦覧関係を除く。）によるものとする。

計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の6の計画の変更（計画の概要、同意、公告、縦覧関係を除く。）の例によるものとする。

2 工事完了の公告及び届出等

ア 法第87条の2の申請によらない事業が工事を伴う場合の法第113条の3第3項の規定による公告及び法第113条の4の規定による登記所への届出は、前記第1の8の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

イ 関係地方農政局長は、法第87条の2第1項第1号の事業について公有水面埋立法第42条第2項の規定により竣功の通知をしたときは、直ちに、この旨を農村振興局長に報告する

ものとする。

第5 法第87条の4の急施の事業の場合

1 緊急防災工事計画の決定等

法第87条の4第1項の規定により国が行う事業（以下「緊急防災事業」という。）について、緊急防災工事計画を定める場合には、前記第1の1の（4）及び（5）（当該規定に基づき作成された書面の提出にあっては、前記第1の6の（1）のウの例による。）並びに5の（2）の例によるものとする。

また、計画確定後の計画変更の取扱いについては、前記第1の6の計画の変更（計画の概要、同意関係を除く。）の例によるものとする。

2 工事完了の公告及び届出

緊急防災事業の工事が完了した場合の法第113条の3第3項の規定による公告及び法第113条の4の規定による登記所への届出は、前記第1の8の工事完了の公告及び届出の例によるものとする。

3 その他

緊急防災事業はその緊急性や公共性の高さから、3条資格者からの申請によらず開始され、3条資格者の同意を要しないものであるが、事業の実施に当たり、都道府県がその受益者から負担金を徴収しようとする場合には、法第90条第7項の規定により3条資格者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6 その他

1 国営事業の進捗状況及び投下経費等について、3条資格者は、負担の関係等で重大な関心を有するものであるから、関係地方農政局長は事業完了後はもちろん、事業継続中においても関係の土地改良区、市町村その他の機関を通じ報告会等適宜の方法により事業の経過、事業に要した経費等3条資格者に周知徹底させるよう措置するものとする。

2 国営事業の申請基準等については、各種土地改良事業実施要綱その他関係通知等に定めるところによらるたい。

3 法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2及び第87条の4の規定に基づく都道府県営土地改良事業に係る手続は、以下の事項を除きおおむね国営事業の場合と同様であるので、本通知の趣旨を踏まえ、適正に手続が行われるよう都道府県においても留意されたい。

（1）法第85条の2の規定に基づく市町村特別申請事業の適否決定に当たっては、都道府県知事は、法第86条第3項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないこと。

（2）市町村特別申請事業の計画変更を行おうとする場合には、法第88条第9項の規定に基づき議会の議決を経なければならないこと。

別紙1 予定管理方法等の記載事項

国営〇〇土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法等

- 1 管理者
- 2 管理すべき施設の種類
- 3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。
- 4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法
施設及び水の管理に必要な標準年間経費の概算額を示し、その負担の方法、負担区分、負担率及び反当負担額等を記載する。この場合、施設管理費は整備費、補修費、電力料及び賃金等施設の維持保全に必要な経費とし、水管理費は水利調整又は洪水調節等を含む水の管理及び施設の運用を行う職員の給与、旅費及び諸経費並びに調査のための経費とする。
- 5 その他管理方法に関する基本的事項
主として他事業との関連がある場合の管理に関する協定事項を記載し、その管理に関する特殊事項を記載する。

別紙2 国営土地改良事業の負担金に関する事項の記載要領

国営〇〇土地改良事業（〇〇〇〇）における事業費の負担区分の
予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 国営事業費 百万円（ 年度単価・ただし、物価変動により将来変動する
ことがある。）

内訳	指 定 工 事	百万円
	うち 第一種指定工事	百万円
	指定工程を除く第二種指定工事	百万円
	その他の工事	百万円
	うち 第一種工事	百万円
	指定工程を除く第二種工事	百万円

(2) 負担区分の予定（単位：％）

工事の区分	国庫負担	都道府県負担	市町村負担	地元負担
指 定 工 事				
その他の工事				

2 土地改良法第90条の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の〇〇市、〇〇町及び〇〇村は、土地改良法（昭和24年法律第19
5号。以下「法」という。）第90条第9項の規定により、当該市町村が負担する負担金を〇
〇県に対して負担する。

3 土地改良法第90条の規定による地元負担金の納入方法

本事業の区域を地区とする〇〇土地改良区は、法第90条第4項の規定により〇〇県が法第
3条に規定する資格を有する者に対する負担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する
額として徴収する金銭を〇〇県の定める条例に従い負担する。

4 市町村及び地元負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。
ただし、次の（1）から（3）までに掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度の初日
とする。

(1) 本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、
本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地
域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した
年度の翌年度

(2) 指定工事に係る負担金については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

ただし、指定工事のうち土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る
部分の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

(3) その他の工事のうち土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る部分

の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

5 地元負担の予定基準

〇〇土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、〇〇割りを基準として賦課する。

6 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

（注1） 市町村ルートの場合は、3及び5を次のとおり変更して記載するものとする。

3 土地改良法第90条の規定による地元負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の〇〇市、〇〇町及び〇〇村は、法第90条第5項の規定により、〇〇県が法第3条に規定する資格を有する者に対する負担金に代えて当該市町村にこれを相当とする額として負担させる金額を、〇〇県に対し負担する。

5 地元負担の予定基準

〇〇市、〇〇町及び〇〇村は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき〇〇割りを基準として、法第90条第5項の規定により当該市町村が負担する負担金に相当する金額の負担金を徴収する。

（注2） 市町村において、国・県費を除く額を全額負担する場合は、3を省略し、4、5及び6をそれぞれ3、4及び5とし、次のとおり記載するものとする。

3 市町村負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。ただし、次の（1）から（3）までに掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度の初日とする。

（1）本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した年度の翌年度

（2）指定工事に係る負担金については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

ただし、指定工事のうち土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る部分の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

（3）その他の工事のうち土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る部分の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

4 地元負担の予定基準

該当なし。

5 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。